

平成 30 年度航空機産業中核企業育成事業加工トライアル募集要項

I 制度概要

1 目的

長野県工業技術総合センターでは、県内企業の航空機部品製造に係る技術力向上を支援し、県内企業の航空機産業分野への参入促進、技術の高度化を図るため、県内企業が行う加工トライアル（航空機関連部品等の試作開発）を支援します。実際に使用される材料、図面等による試作開発の機会を提供するとともに、図面等提供企業も参画して加工結果のレビュー（評価）を行います。航空機産業クラスターの中核企業を目指し、加工トライアルに挑戦しようとする者を下記のとおり募集します。

2 支援対象者

先に募集を行った航空機産業中核企業育成事業のグループ研究会に参加する者であって、以下のいずれかに該当する者が対象となります。

- (1) 長野県内に事業所を有し、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者
- (2) 長野県内に事業所を有し、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条に規定する事業協同組合、協同組合連合会、企業組合及び協業組合
- (3) 長野県の航空機産業の振興に資すると認められる製造業者であって、(1)、(2) に該当しない者

3 支援内容

(1) 図面等の提供

次の企業から、加工トライアルを行う航空機部品の図面等が提供されます。支援対象者は、当該図面等に基づき試作開発を行います。

- ・株式会社 I H I エアロマニユファクチャリング（略称 I A M）
- ・株式会社 M H I エアロスペースプロダクション（略称 M A P）

(2) 補助金の交付

加工トライアルを行う者に対して以下のとおり補助金を交付します。

（別に定める、航空機産業中核企業育成事業補助金交付要綱に従って申請して下さい。）

補助対象事業	補助対象経費	補助率
次のいずれかに該当する取組を補助対象事業とします。 ・航空機部品の試作または開発 ・航空機部品製造技術習得に資する部品の試作または開発 ・その他知事が必要と認める事業	補助対象事業を実施するために要する次の経費を補助対象とします。 ・部品、ユニット、試作用金型購入費 ・外注加工費 ・原材料及び副資材の購入に要する経費 ・試作に必要な設備に係るリース費用 ・試作加工設備（生産設備は除く。）購入費	補助対象経費の 2 分の 1 以内

(3) 長野県工業技術総合センターや専門家による技術支援等

加工トライアルを実施するにあたっては、必要に応じて工業技術総合センター職員による技術支援や図面等提供企業の専門家による助言等を受けることができます。

(4) 加工結果のレビュー

加工の結果については、図面等提供企業によるレビュー等を通じて、支援対象者へフィードバック（評価結果を受けた技術支援）します。

4 支援件数

支援件数は4件程度を予定しています。応募者の中から審査会を行い選定します。

II 応募方法

1 応募書類

応募される方は、次の書類を作成し、提出先までご提出いただきます。

- (1) 航空機産業中核企業育成事業加工トライアル申込書（様式第1号）…1部
- (2) 会社案内等事業概要を確認できるパンフレット等…1部
- (3) 直近の決算書…1部

2 提出先（詳細はVの3を参照）

長野県工業技術総合センター 精密・電子・航空技術部門 航空機産業支援サテライト

3 応募期間

平成30年9月26日（水）から10月12日（金）（17時必着）まで

III 審査

1 審査方法

長野県工業技術総合センターを事務局として審査委員会を設置し、書面による審査とともに、必要に応じて現地調査等も行い、支援対象者を選定します。

2 審査基準

次の審査基準に基づき審査を行います。

- ・加工に関する技術力
- ・経営者の意欲
- ・中核企業への成長可能性

IV スケジュール

今後のスケジュールは概ね次のとおり予定しています。

- 加工トライアル課題（図面等）の概念図の提供（平成30年9月頃）
- 加工トライアル審査申込書等の提出（平成30年10月12日17時必着）
- 審査結果の報告・支援対象者の決定（平成30年10月頃）
- 加工トライアルの課題の図面等提供企業による説明（平成30年10月頃）
- 加工トライアル実施期間（平成30年11月～12月、2ヶ月間）
- 図面等提供企業によるレビュー（平成31年1月頃）
- 支援対象者による加工結果のプレゼンテーションと図面等提供企業による講評（平成31年2月頃に成果報告会を開催）

V その他

1 成果の公表

本事業の成果については、原則として支援対象者に帰属します。一方で、航空機産業への参入を図ろうとする企業の拡大を図る観点から、取組結果については成果報告会等を通じて公表を予定しておりますのでご協力願います。なお、公表する際には、事前に公表内容等についてご相談させていただきます。

2 補助金の取扱い

加工トリアルを実施するにあたり要した経費については、補助金等交付規則及び航空機産業中核企業育成事業補助金交付要綱の適用を受けることとなりますのでご留意願います。

3 お問い合わせ先

長野県工業技術総合センター 精密・電子・航空技術部門

航空機産業支援サテライト 研究企画幹 工藤賢一

TEL&FAX：(0265)22-5002 E-mail：iidajet@pref.nagano.lg.jp

電子部長 花岡健一

TEL：(0266)23-4054 FAX：(0266)23-9081 E-mail：seimitsushiken@pref.nagano.lg.jp

(様式第1号)

平成 年 月 日

長野県知事 様

所在地
企業名
代表者名

印

平成 年度 航空機産業中核企業育成事業加工トライアル申込書

平成 年度「航空機産業中核企業育成事業加工トライアル」の対象として、下記のとおり申込みます。

記

1 事業所に関する情報

対象事業所 名称	
対象事業所 所在地	〒
事業内容	
電 話	
F A X	
従 業 員 数	
U R L	
対 応 す る 担 当 者	役職 氏名 E-mail

2 航空機産業への取組

年間売上額	万円（うち航空機関連 %）
認証取得状況 （□にレを記入）	<input type="checkbox"/> I S O 9 0 0 1 <input type="checkbox"/> I S O 1 4 0 0 1 <input type="checkbox"/> J I S Q 9 1 0 0 （取得年： 年） ※取得予定の場合 年 月頃 <input type="checkbox"/> N a d c a p （分野及び取得年： 年） <input type="checkbox"/> 上記認証を取得準備中あるいは取得する意思がある （取得準備中の規格名： ） <input type="checkbox"/> その他の航空機関連メーカーの認定等 （ ） <input type="checkbox"/> 特徴ある品質保証体制、トレーサビリティシステムなど （内容）
航空機産業に 関する取組	航空機産業へ取組む理由、方針、具体的な取組（案を含む） を記載してください。

3 自社PR

主力製品・技術及び その強み	
加工実績及び生産 能力	
独自作製の治工具 実績	
自社で取り組んで いるQC活動など	
本加エトリアル に対する意気込み	

4 希望する加工物

図面等提供企業	加工物	希望順位
(株)IHIエアロマニュファクチャリング	エンジン部品(ブレード) 加工治具	
(株)MHIエアロスペースプロダクション	アルミ製航空機部品	

※審査の結果、図面等提供企業についてご相談させていただく場合があります。

5 保有設備及び能力・経験

保有設備	航空機関連に使用可能な主要加工機及び検査設備等の一覧表 (自由書式、既存の表で可)を添付してください。		
能力・経験	<input type="checkbox"/> インコネル(耐熱合金)等の難削材の加工経験がある (具体的な実績) <input type="checkbox"/> チタンなどの航空機部品の加工経験がある (具体的な実績) <input type="checkbox"/> アルミ鋳物の加工経験がある <input type="checkbox"/> 恒温室等で一定温度環境下での加工ができる <input type="checkbox"/> 図面から3Dモデルを作成することができる <input type="checkbox"/> CADデータを活用したデータ作成などができる <input type="checkbox"/> 必要な治工具の設計・製作ができる <input type="checkbox"/> 必要な寸法形状測定ができる <input type="checkbox"/> 英語の図面及び規格が読み取れる <input type="checkbox"/> その他加工経験のある材料 (内容) <input type="checkbox"/> その他特徴のある生産技術 (内容)		
社内体制	生産管理部門	名(うち兼務	名)
	生産技術部門	名(うち兼務	名)
	品質保証・品質管理部門	名(うち兼務	名)
	検査部門	名(うち兼務	名)
加工経験	技術力をアピールできる加工品の写真、サンプルがありましたら、ご提供をお願いします。		

※本申込書及び記載内容の取扱いについて

- ・記載内容は、加工トライアル企業選定のために使用し、その他の目的には使用しません。
- ・取引先との関係において、秘密保持契約がされている個別内容については、記入していただく必要はありません。差し支えない範囲でご記入ください。